

しんきんファーム・ホームバンキングサービス取扱規定

第1条 しんきんファーム・ホームバンキングサービス

(1) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

(2) しんきんファーム・ホームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するホームユース端末・キャプテン端末（以下「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。

①あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりご指定金額を引落としのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合。

②本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座につき所定の照会を行う場合。

(3) 端末機による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届け出た電話番号をご使用の端末機から送信して下さい。

(4) 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義人の場合は「振替」として取扱います。

②入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または、当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

第2条 振込または振替の受付等

(1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当金庫の定めた番号の電話あてに送信行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作して下さい。

(2) 当金庫で受信した暗証番号および端末機の電話番号が、届出の暗証番号および端末機の電話番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。

(3) ご依頼内容については、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認

(4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫はご指定の内容に従い、支払指定口座から振込金額と第4条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。

(5) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、またはカードローン規定にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

(6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度額は、当金庫が定め

る金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届け出た金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当金庫が別に定める時間内とします。

(7) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

- ①振込または振替時に、振込金額と第4条第2項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
- ②支払指定口座が解約済みのとき
- ③依頼人から支払指定口座へ支払停止の届出があり、それにもとづいた当金庫所定の手続きを行ったとき
- ④差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適當を認めたとき
- ⑤振替取引において、入金指定口座が解約済みなどの理由で入金できないとき

(8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

(9) ご依頼の内容にもとづき当金庫所定の方法により振込・振替処理したものについて取消・訂正する場合は、お取引店において「組戻し」手続きをしてください。

第3条 訂正等

本サービスにより照会を行う場合は、前条第1項に準じて送信操作をして下さい。また、照会に対して当金庫が送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した内容について変更または取消をすることがあります。

第4条 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払って下さい。
- (2) 本サービスにより振込する場合には、当金庫所定の振込手数料を支払って下さい。
- (3) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払って下さい。

第5条 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、定期預金通帳、積立定期預金通帳等への記帳または当座勘定照合表により取引内容を照合して下さい。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫との間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第6条 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の

不通により、取扱いが遅延したり、不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、当金庫が意思確認電文を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容にお取引店のご確認下さい。

- (2) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際送信された暗証番号および端末機の電話番号ならびに支払指定口座番号および登録番号と、届出の暗証番号および端末機の電話番号ならびに支払指定口座番号および登録番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第7条 届出事項の変更等

暗証番号、入金、支払指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取扱店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫では責任を負いません。

第8条 取引の制限等

- (1) 当金庫は、依頼人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、資金移動等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している依頼人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、資金移動等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、資金移動等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの制限についても、依頼人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第9条 解約

(1) 任意解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当

金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたりこの取扱いによる振込または振替が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

(2) 強制解約

依頼人に以下の事由が一つでも生じた場合は、当金庫はいつでも、依頼人に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- ①支払指定口座が解約された場合
- ②1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ③当金庫に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合
- ④住所変更等の届出を怠る等依頼人の責めに帰すべき事由により当金庫で依頼人の所在が不明となった場合
- ⑤相続の開始があった場合
- ⑥支払停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合
- ⑦依頼人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団集団等、その他これらに準ずる者および次のいずれかに該当した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等を社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑧依頼人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風雪を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑨本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑩本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合注意喚起

第 10 条 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印鑑を使用して下さい。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 11 条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座規定を含みます。）および定期預金規定、積立定期預金規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、カードローン規定によります。

第 12 条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 13 条 サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいはこの規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。当金庫が変更を適宜の方法により開示し、係る変更の効力発生後に行われた本サービスの利用については、変更後の内容が適用されます。

以 上

(令和 2 年 4 月 1 日改定)